

-国立研究開発法人日本原子力研究開発機構-

職員の不正行為

1件 不当金額(収入支出以外) 176万円

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所において、高速炉サイクル研究開発センター燃料材料開発部材料試験課の職員が、施設の維持管理に係る物品の供用等の事務に従事中、令和3年2月から10月までの間に、資材置場に保管中の消耗品のうち融着テープ等計241点(購入価格相当額176万円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額については、4年3月に、同人から領得した消耗品の同等品が現物で返還されたことから、全額が補填されている。